
大 衡 村 史 編 纂 業 務 書
仕 様

大 衡 村

大衡村史編纂業務仕様書

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務の名称 大衡村史編纂業務
- (2) 発 行 者 大衡村
- (3) 編 纂 大衡村史編纂委員会
- (4) 履 行 期 限 契約日から令和10年3月31日まで
- (5) 委託業務の概要

大衡村史編纂に関わる全業務

下記業務を行い、令和10年3月31日に大衡村史印刷用データを納めること。

下記業務内容は主な内容であり、他にも業務完了までに必要な事項が考えられるため、各社から納品までの業務内容の提案を受け、決定することとする。

2 主な業務内容

(1) 編纂委員会及び村誌編纂室関係

- 編纂委員会議開催支援（会議録の作成、各種資料の作成、年4回から10回を想定）
- 収集資料、写真に関するアドバイス
- 村誌編纂室からの問い合わせ、確認に対する対応

(2) 執筆、監修関係

- 執筆者の選定、手配、指示、進捗管理、調整
- 執筆要領の作成及び出典、凡例、参考文献等に関する関係者の意識統一
- 執筆に当たり必要となる資料収集先、収集状況の把握
- 統一執筆基準の確認及び修正
- 村内外での取材活動を行う際の執筆者への対応

(3) 編纂関係

- 読みやすいページデザインの提案と組見本の提示
(編、章、節などの見出しと本文のバランス、文字の種類、色仕上がりなど)
- 執筆要領に基づく校閲と用字用語の指摘
 - ア. 漢字、仮名遣い、送り仮名、注記などの表記誤り
 - イ. 差別用語、不適切用語、固有名詞の誤り

- ウ. 現存する人々に不快感を与える可能性のある表現
- エ. 年号、年数、地名、人名
- オ. 全体の文体の整合性、記述の重複の確認
- カ. 難解な文章表現、文脈の乱れの誤り
- キ. 著作権等侵害の疑義
- 写真、絵図、表などの適切な割り付けの提案
- 引用資料、図版などの著作権、掲載許可に関するアドバイス
- 原稿のチェックと修正点の指摘（各校正段階において）

(4) 校正業務

- 校正回数は4回、うち色校（口絵）を1回とする。各校正段階において、本村へゲラを提出する前に必ず受託業者で校正を行い、最終的には業者責任校了とする。また、校正は受託業者内で行い、第三者へ委託することを禁止する。
- 初校は、原稿を一行ごとに折り返し、一字一句を突き合わせる校正を行うこと。突き合わせた原稿は初校時に返却し、事務局で確認を行うものとする。
- 初校終了後、2校までの間に原稿の一部変更がありうるものとする。
- 校正刷りは、3組とする。

(5) 印刷用データ制作業務

- 規格 A4判
- 組体裁 本文 縦組
- ページ数 500ページ程度
- 写真点数 未定
- 図版点数 未定
- 外字 常用漢字以外の外字を作成することがある
- ケース 題字を含めケースデザインを制作する
- データ 印刷用データ及び文字検索ができるWeb公開用データを作成する
(DVD-ROMで3枚)

3 業務の遂行に関する注意事項

(1) 業務体制の確保

本業務の遂行にあたって、受託業者は営業担当以外に制作に関する専任の業務責任者を置き、原稿のチェックを確実に履行できる体制を確保すること。

(2) 編纂業務の助言

本業務は通常の印刷物とは違い、編纂事務局との連携が必須である。担当者は作業工程内で不明な点を自由に相談し、助言を得られる人物が、直接訪問すること。